

霧島市条例第72号
令和元年12月27日

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第3 溝辺ふれあい温泉センターの部中

「

1回につき 310円
回数券 12枚つづり 3,100円
回数券 25枚つづり 6,200円

」を「

1回につき 320円
回数券 12枚つづり 3,200円
回数券 25枚つづり 6,400円

」に、

同部家族浴室の項中「580円」を「590円」に、同部集会室の項中「250円」を「260円」に改め、同表横川健康温泉センターの部中

「

1回につき 310円
回数券 12枚つづり 3,100円
回数券 25枚つづり 6,200円

」を「

1回につき 320円
回数券 12枚つづり 3,200円
回数券 25枚つづり 6,400円

」に、

同部家族浴室の項中「580円」を「590円」に、同部ボランティア室の項中「150円」を「160円」に、同部ふれあい室の項中「150円」を「160円」に、同部大会議室の項中「200円」を「210円」に、同部教養娯楽室の項中「250円」を「260円」に改め、同表霧島温泉健康増進交流センターの部中

「

1回につき 370円
回数券 12枚つづり 3,700円
回数券 25枚つづり 7,400円

」を「

1回につき 380円
回数券 12枚つづり 3,800円
回数券 25枚つづり 7,600円

」に、

同部家族浴室の項中「660円」を「680円」に改め、同表備考中「310円」を「320円」に、「370円」を「380円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。